

道路占用許可申請における留意点について

1 申請書（表紙）

①	不備内容	表紙上部の選択欄（Ex.「許可申請」or「協議」、「新規」or「更新」or「変更」）が選択されていない。
	修正方法	必ず○で囲んで明示してください。
②	不備内容	担当者の電話番号・メールアドレスが記載されていない。
	修正方法	現在、質問事項があれば電話やメールで問い合わせています。円滑な事務処理のため記載願います。
③	不備内容	占用物件の記載が誤り。
	修正方法	名称・規模・数量を正確に記載してください。管類の場合、φだけではなく外径も記載してください。また、占用料算定の際は小数点第2位まで計算することになりますので、小数点以下の数値がある場合は正確に記載してください。
④	不備内容	占用期間の記載が無い。
	修正方法	道路法施行令第9条を参照の上、記載してください。 【参考】公益物件（電柱・上下水管・ガス管等）は最長10年間、それ以外は5年間。
⑤	不備内容	添付書類欄の記載に漏れがあるor実際の添付書類と相違している。
	修正方法	実際に添付している書類を正確に記載してください。

2 位置図

①	不備内容	位置図が添付されていない。
	修正方法	位置図（1：1,500程度）は各申請者で用意ください。占用位置に誤りが無いように明示してください。

3 平面図

①	不備内容	官民境界、道路（歩道・車道）幅員、占用物件、道路構造物が平面図に正確に記載されていない。
	修正方法	官民境界、道路幅員やセンターライン、横断歩道、道路側溝、占用物件の位置、延長、ガードレール、工事に支障となる他の占用物件（マンホール・電柱等）などを正確に記載してください。
②	不備内容	現地に工事の支障となるもの（電柱等）があるが、所有者との調整状況が記載されていない。
	修正方法	現地に工事の支障となりうる物件（バス停・電柱等）がある場合は、当該物件の管理者と調整し、その調整状況を記載してください。

4 横断図（断面図）

①	不備内容	断面図に占用管のみしか記載されていない。
	修正方法	道路側溝・地先境界ブロックがある場合は、断面図上に明示してください。 取出管の場合は、接続する本管も明示してください。また、他の地下埋設物件がある場合、 判明している範囲で断面図に明示してください。
②	不備内容	側溝・縁石・地先境界ブロック下の施工方法が記載されていない。
	修正方法	官民境界際や、歩車道間に側溝や縁石、地先境界ブロックが布設されており、 地下埋設物件がその下を占用する場合、当該部分の施工方法を明示してください。 【開削工法の場合】撤去した側溝等は新設となるため、構造図を添付してください。 【推進工法の場合】推進工法で使用する機械のカタログ及び施工詳細資料を添付してください。 (占用管との空隙が生じないことを示してください)
③	不備内容	電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合に、埋設深さが不足している。
	修正方法	基準を参照。管種や埋設箇所（車道か歩道か）に応じて基準が異なりますので、御留意願います。
④	不備内容	官民境界・占用延長が記載されていない。
	修正方法	官民境界を明示した上で、占用延長を断面図上で示してください（平面図と整合すること）。

5 復旧平面図

①	不備内容	掘削部の図と本復旧図を分けて記載している。
	修正方法	同じ図の中で色分けして明示し、掘削部からの本復旧範囲が基準通りか確認出来るようにしてください。
②	不備内容	車道工事の場合に、本復旧範囲の決定方法が誤っている。
	修正方法	基準を参照して決定してください。 【参考】よくある不備 掘削部から1m離し・60°での復旧が確認できない。 センターライン無しの道路で車道全幅を復旧する図面となっていない。
③	不備内容	歩道工事の場合に、本復旧範囲の決定方法が誤っている。
	修正方法	歩道は原則、全幅を復旧することになります。また、影響幅について、掘削深が1m以下の場合は 影響幅は20cmとし、車両通行部の場合は50cmとしてください。 歩道の掘削深さが1mを超える場合は、事務所の指示に従ってください。
④	不備内容	車道を横断占用する場合で、復旧平面図に段差解消施工が明示されていない。
	修正方法	カッターをいれる復旧際の部分に、段差解消施工を図示してください。
⑤	不備内容	道路（車道・歩道）幅員、センターライン、路面表示が記載されていない。
	修正方法	全て明示してください。本復旧時にはセンターラインや路面表示も復旧することになります。

6 復旧断面図

①	不備内容	車道の舗装構成が基準と異なる。
	修正方法	基準を参照。路線ごとに構成は異なりますので、御留意願います。 表層の「密粒度改質最大粒径20mm」は再生密粒度改質Ⅱ型と明記してください。
②	不備内容	歩道の舗装構成が基準と異なる。
	修正方法	基準を参照。一般部の表層は透水性アスコンor細粒度アスコンの二択なので、現地に合わせてください。 車両出入口部は密粒度アスコンとなり、舗装圧及び路盤厚は切り下げ幅によって異なりますので、現地に合わせて決定してください。
③	不備内容	段差解消施工が明示されていない。
	修正方法	アスファルト舗装の段差解消施工を断面図上も明示してください（ずらす幅も明示）。
④	不備内容	下層路盤の15cmごとの転圧が明記されていない。
	修正方法	下層路盤は15cmごとに転圧する必要があります。申請書に明記するとともに、 完了届においては、15cmごとの転圧状況が分かる写真を必ず添付してください。
⑤	不備内容	材料・規格・路盤厚さ等が選択的記載となっている。
	修正方法	基準では、「CBR30以上」、「再生クラッシャーランRC-30またはRC-40」、「建設発生土、改良土、再生砂、又は山砂」等、選択的に提示していますが、申請時には どの材料・規格を用いるのかや、路盤厚さを確定させてください。

7 求積図

①	不備内容	求積図が添付されていないため、求積根拠が不明。
	修正方法	本復旧面積を正確に算定してください。 その場合、平面図上で図示した道路幅員等と相違しないように留意してください。

8 構造図

①	不備内容	開削工法で施工する場合に、側溝等の構造図が添付されていない。
	修正方法	新設する道路構造物については、寸法が分かる構造図を添付してください。
②	不備内容	占用物件の構造図が添付されていない。
	修正方法	外径や構造が分かる構造図を添付してください。

9 保安施設図

①	不備内容	保安員、保安施設（看板等）の設置位置、看板の表記、歩行者用通行帯の幅員が明示されていない。
	修正方法	国交省の保安施設設置基準を参考にしつつ、どの看板をどの位置に置くのか等を明示してください。 また、看板には会社名、電話番号（夜間にも通じる番号）を必ず記載してください。 歩行者通行帯の幅員を明示してください。

10 現場写真

①	不備内容	一方向からしか撮影されておらず、施工箇所全景が確認できない。
	修正方法	複数方向から撮影し、番号付けて平面図上で撮影方向を明示してください。

11 その他（申請から完了届まで）

①	不備内容	路盤厚さ等が想定と異なる場合に、相談なく申請通りの断面で復旧している。
	修正方法	実際に車道等を掘削してみると県の基準と舗装構成が異なる場合があります。特に多いのが、舗装厚が想定よりも分厚く、路盤が薄い場合です。その場合、掘削部を基準に沿って復旧してしまうと、並びと断面が異なることによる沈下・振動苦情の原因となります。許可後の施工時に断面の相違が判明した場合は、 <u>直ちに当事務所に御連絡の上、指示を仰いでください。</u>
②	不備内容	他の占用工事との調整がなされていない。
	修正方法	小規模開発や宅地の建替えの場合、同一箇所です下水管、雨水管、ガス管の取出工事、道路法第24条による道路工事（切下げ等）が競合する場合があります。 各占有者は、取出工事に係る申請をする場合は、同一箇所（同穴となる場合もあります）で他の占有者の工事が発生しないか、依頼を受けた業者によく確認し、全体の工程を調整してください。 <u>特に歩道・車道の本復旧を最終的に施工する主体はどこになるのか、決定した上で申請してください。</u>
③	不備内容	完了届における書類不足。道路管理者からの指示事項と異なる施工がみられる。
	修正方法	完了届は、道路管理者が占用工事施工に関して指示した事項（及び条件）を遵守していることをお示しいただくものです。占有者だけでなく、委託業者にも同様に周知徹底してください。 ・申請時の工事数量と完了時の工事数量を比較した一覧表を必ず添付してください。 ・ 深さ、幅の測定が不正確だったり、使用材料が不明瞭なケースが多々見られます。 深さ、幅の測定は正確に測量し、使用材料は明示した上で、こまめに写真を撮影してください。 (特に推進工法や転圧時の写真不足が多数見られます。これらの写真不足は事後的な確認ができないため、工事やり直しとなる可能性がありますので御留意ください。舗装面積が確認できないケースも多数見られますので、舗装出来形の写真を撮影してください。)